



2026 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ダイニチ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉井 唯
 (コード番号：5951、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 野口 武嗣
 (TEL. 025-362-1101)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定
及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026 年 5 月 26 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬額を改定するとともに、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、関連する議案を 2026 年 6 月 25 日開催予定の第 63 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定について

当社の対象取締役の報酬の限度額は、2015 年 6 月 25 日開催の第 52 回定時株主総会において、年額 2 億 40 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。

今般、その後の経済情勢の変化や、経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大していること、また、経営体制の一層の強化をはかるため、取締役を増員することから、対象取締役の報酬額を年額 3 億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）に改定することにつき、本株主総会に付議いたします。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

（1）本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

（2）本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を

上記１．に記載の報酬枠とは別枠にて設定することにつき、本株主総会に付議いたします。

（３）本制度の概要

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、本制度により発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年 300,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会にて決定いたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、事前に監査等委員会の助言を得たうえで、取締役会において決定することといたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上